

会社法施行規則改正案に対する意見書

2020年（令和2年）9月30日

日本弁護士連合会

当連合会は、2020年（令和2年）9月1日付けで、法務省において公表され、意見募集がなされている「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令、会社法施行規則等の一部を改正する省令案」のうち、「会社法施行規則改正案」について、以下のとおり意見を述べる。

第一表

1 第2条第3項第5号ロ（1）

【意見】

「法第327条の2の社外取締役」については、細分を独立させて、「法第327条の2の株式会社が置く社外取締役」とするべきである。

【理由】

「法第327条の2の社外取締役」とした場合、同条の規定による選任義務に基づいて置く社外取締役と理解されるが、複数選任された社外取締役のうち、追加選任された社外取締役等がこれに該当するのかが不明確となる。法第327条の株式会社が選任した社外取締役は、全て社外役員として、「社外取締役に期待される役割」（第74条第4項第3号）等の開示を義務付けるべきと考えられるので、定義では、その旨を明確にすべきである。

2 第33条の2第2項第4号

【意見】

第4号イを（1）から（4）に細分化するのではなく、（2）については、（i）から（iii）に細分化したうえで3つの手続それぞれにかかる事項を記載することが適切ではないか。

【理由】

改正規則案は、現行法において第33条の2第2項第4号に定められていた「当該処理の方法に関する事項」について、改正案は、（1）から（4）を設けてより詳細な事項を定めているが、（1）から（4）の内容は並列ではな

い。すなわち、(1)は処理の方法及びその理由、(2)から(4)は処理の方法ごとの開示事項を定めるものであるから、(2)から(4)については、(2)の下に(i)から(iii)を設けて記載すべきではないか。

3 第33条の9第1号ロ

【意見】及び【理由】

第33条の2の意見及び理由と同様である。

4 第74条第4項第3号

【意見】

基本的に賛成するが、「当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）に選任された場合に、取締役として当該社外取締役に果たすことを期待する役割の概要。」と修正すべきである。

【理由】

改正案は、取締役が社外取締役の選任に関する議案を提出する場合において、参考書類に、「当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」を記載すべきとするものである。この役割は、あくまでも議案を決定する取締役会が当該社外取締役に期待する役割であって、当該社外取締役はそのような期待に従わなければならないものではなく、どのような役割を果たすべきかは、当該取締役が自らの知見と判断に基づき決すべきである。この点を明確にすべく、文言の修正を提案する。この点は、第74条の3第4項第3号においても同様である。

なお、第124条第4項ホは、事業報告において、「当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（カッコ内省略）」とあるが、この場合には、「期待される役割」が必ずしも他の取締役が期待する役割には限定されず、一般的に社外取締役として期待される役割と読むことができるので、特段の修正は要しないものと考えらる。

5 第98条の2第3号，第98条の3第6号，第98条の4第1項第3号，第98条の4第2項第6号，第111条3号，第111条の2第6号，第111条の3第1項第3号，第111条の3第2項第6号

【意見】

「募集株式を割り当てる条件」「新株予約権を割り当てる条件」は、「募集

株式を割り当てるに際して取締役(執行役等)に約させる条件」「新株予約権を割り当てるに際して取締役(執行役等)に約させる条件」とすべきである。

【理由】

「割り当てる条件」とは、割当自体に条件を付するのではなく、割り当てるに際して株式会社と取締役(執行役等)との間で、債権的な合意をすることによる条件を付することであると考えられるので、そのような趣旨に沿った文言とすべきである。

6 第98条の3第1号

【意見】

「法第236条第1項第1号から第4号までに掲げる事項」のうち、第4号の「当該新株予約権を行使することができる期間」については、「割当日より1年間経過した日から取締役を退任する日まで」といった特定の日付によらない期間の定めも有効との理解でよいか(同第98条の4第2項第1号も同様)。

【理由】

法第236条1項第4号の「当該新株予約権を行使することができる期間」については、これまでの同号の解釈により、特定の日付による始期から終期までを決定することが多いが、上記のような定めができないとすると、株主総会により頻繁に日付を特定する決議が必要となってしまう。

なお、本号では、「法第236条第1項第1号から第4号までに掲げる事項」が決議事項として挙げられているが、他の幾つかの決議事項とは異なり、ここでは「概要」という用語が使われていないため、第1号や第2号において「算定方法」を定める場合には、例えば、株式分割又は株式併合を行う場合や組織再編時の調整式なども株主総会の決議の内容となり、決議内容が相当な分量になってしまうのではないかという懸念があるが、それは詳細に決議すべきとの立案担当者の考え方と理解した。

7 第120条第1項7号

【意見】

本号において、当該親会社と当該株式会社との間の重要な財務及び事業の方針に関する契約等だけではなく、当該株式会社とその子会社との間に重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合については記載を求める必要はないか。

【理由】

改正案は、上場子会社における少数株主保護の議論等を踏まえ、当該株式会社親会社がある場合において、当該親会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在するときは、事業報告においてその内容の概要を記載しなければならないとする趣旨と理解している。他方で、会社法施行規則第118条第5号とは別の事項として提案されており、また、追加された事項は、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成25年9月13日）並びに改正企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準委員会平成23年3月25日）において定める契約等の一つであることから、子会社との間の契約等、グループにおける重要な財務及び事業の方針に関する契約等についての開示を求めることも考えられるため、確認する次第である。

8 第121条第4号イ・ハ

【意見】

事業報告に取締役の報酬等の全部又は一部について総額を掲げることとする場合、社外取締役とその他の取締役に分けてそれぞれの報酬等の総額等の開示がなされるようにすべきである。

【理由】

改正案において、事業報告において取締役の報酬等の全部又は一部について総額を掲げることとする場合に、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額を事業報告の記載事項とすることが提案されていることは、企業統治の観点から会社の業績や潜在的リスクを経営陣の報酬に反映することの重要性が高まっていることを踏まえ、役員報酬によってどのようにインセンティブの付与が行われているかを株主が知ることができるようになるものとして適切であると考えられる。

もっとも、取締役の中でも社外取締役と業務執行取締役を中心とするそれ以外の取締役に期待されている役割が異なり（会社法施行規則改正案第74条第4項第3号、第74条の3第4項第3号、第124条第4号ホ参照）、企業統治の観点から付与すべきインセンティブも異なると考えられる。そのため、事業報告における業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額（あるいは報酬等全体に占める業績連動報酬等及び非金銭報酬等の割合）については、社外取締役とその他の取締役に分けて情報開示を行うべきである。

9 第121条の2, 第119条第2号の2

【意見】

本改正案は、役員等若しくは株式会社が役員等賠償責任保険契約にかかる保険金の支払を受けた場合、当該保険金によって役員等に損害賠償金が支払われた場合、又は当該保険金の支払若しくはその支払の基礎となる保険事故が重要な場合等で、これらが会社法施行規則第121条第11号の「会社役員に関する重要な事項」に該当するときは、保険事故の概要、保険金支払がなされた事実、支払時期、支払金額等を開示する義務を排除するものではないと理解しているが、このような理解でよいか。

【理由】

本改正案により、保険金の支払等の事実重要性がある場合、会社法施行規則第121条第11号の「会社役員に関する重要な事項」に該当しなくなることはない旨を明らかにすべきとの趣旨である。

10 第163条第2号, 第165条第11号

【意見】

弁護士が社債管理補助者となる場合の「住所」は、その「法律事務所の所在場所」とすべきである。

【理由】

自然人の住所とは生活の本拠であるが、自然人である弁護士が社債管理補助者となる場合には、住所ではなく、法律事務所の所在場所が通知事項、社債の種類の内容として適切である。弁護士は、法律事務所を設け、これを所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出ており(弁護士法第20条第2項, 第21条), 弁護士の活動は、法律事務所において行うためである。自然人たる弁護士の住所を記載された場合、社債権者等より住所に問い合わせを受けた場合に、迅速かつ適切な対応ができるかといった疑問があり得る。

なお、例えば、弁護士が法人の破産管財人に就任した場合、当該法人について破産手続開始の登記が行われるが、そのときには「破産管財人の氏名又は名称及び住所」が登記されるものとされているが(破産法第257条第2項), 実務上は、その法律事務所の名称と所在場所が登記される。このような取り扱いが許容されるのであれば、実際上の問題はないが、法律事務所の名称及び所在場所を記載する旨を明記する方が、より簡明であると考えられる。

第二表

1 1 第 6 3 条第 3 号チ及び第 6 3 条中の新たな号の追加。

【意見】

- ① 第 6 3 条 3 号にチとして、「法第 3 2 5 条の 3 第 1 項により電子提供措置をとらなければならない場合において、同条第 2 項により、議決権行使書面を交付するときは、その旨」を追加する。
- ② 第 6 3 条に、新たな号として、「電子提供措置をとる旨の定款の定めのある株式会社が、法第 3 2 5 条の 3 第 1 項の場合以外に、電子提供措置をとるときは、その旨」を追加する。

【理由】

- ① 電子提供措置をとる義務がある（法第 3 2 5 条の 3 第 1 項柱書）株式会社が、議決権行使書面について、書面による交付を選択すること（法第 3 2 5 条の 3 第 2 項）は、株主総会の招集に関する重要な決定事項であり、その後の手続に大きな影響があるから、株主総会招集の場合の決定事項とすべきである。
- ② 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社が、法第 3 2 5 条の 3 第 1 項以外の場合（例えば、電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるが、取締役会設置会社ではなく（法第 2 9 9 条第 2 項第 2 号参照）、改正法第 3 2 5 条の 3 第 1 項の「第 2 9 9 条第 2 項各号に掲げる場合」に該当しないような場合）に、株式会社の判断で電子提供措置をとることは、株主総会の招集に関する重要な決定事項であり、その後の手続に大きな影響があるから、株主総会招集の場合の決定事項とすべきである。

1 2 第 6 3 条第 4 号ハ

【意見】

「・・・株主の請求があったとき」とは、どのような請求があった時か（電子提供措置の請求か、それとも、法第 3 0 1 条第 2 項ただし書等による請求かについて）明確にすべきである。

【理由】

本号は、法第 2 9 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の定めをしたときの規定であり、この場合には、電子提供措置をとる義務があるが（法第 2 9 9 条第 2 項第 1 号、改正法第 3 2 5 条の 3 第 1 項柱書）、株式会社は、議決権行使書面については、書面による交付を選択することができる（法第 3 2 5 条の 3

第2項)。したがって、本号ハの趣旨は、株式会社が、同項に基づいて議決権行使書面の交付を行う場合でも、電磁的方法による招集通知の受領を承諾した株主（法第299条第3項）に対しては、株式会社の任意の判断により、当該議決権行使書面の記載事項のうち当該株主に係る事項について電子提供措置をとることができることにありと考える。この点、文言のみでは、「請求があったとき」が何についての請求があったときかわかりにくいため、規定の記載ぶりを工夫すべきであるとする。

13 第95条の4

【意見】

電子提供措置事項記載書面から省略できるものの範囲を、現行法においてweb開示によって書面から省略できるものの範囲より狭くした趣旨は、書面交付請求をした株主についてデジタルデバイドの観点からより多くの事項を書面で提供することとしたものと理解するが、この点についてご説明願いたい。

【理由】

現行施行規則第94条第1項及び第133条第3項並びに計算規則第133条第4項及び第134条第4項では、定款に定めておけば、参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に記載すべき事項の一部を書面から省略してweb開示することができる旨定めている。

これを受けて、書面交付請求があった場合に株主に交付する電子提供措置事項記載書面においても、定款に定めておけば、参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に記載すべき事項の一部を当該交付書面から省略することができるようになっている（改正法第325条の5第3号）。

ここで、電子提供措置事項記載書面から省略できる事項を定めている改正施行規則案第95条の4によれば、電子提供措置事項記載書面から省略できるものの範囲は、現行法においてweb開示できるものの範囲より狭い。例えば、計算規則第134条第4項では、連結計算書類は全て省略できるが、電子提供措置事項記載書面では、連結株主資本等変動計算書と連結注記表のみ省略できることとなっている（改正施行規則案第95条の4第1項第4号）。

これは、書面交付請求をした株主についてデジタルデバイドの観点からより多くの事項を書面で提供することとした趣旨と理解するが、そのような理解でよいか。

以上